

(第1回・最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 9 日
契 約 業 者 名	首都高技術 (株)
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門三丁目 1 0 番 1 1 号
業 務 の 名 称	R 6 千葉・酒々井・木更津管内道路附属物点検M 1 1 業務
業 務 場 所	千葉国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	1. 道路附属物点検 2. 道路標識詳細調査 3. 道路附属物緊急点検 4. 道路附属物点検とりまとめ 5. 診断判定会議資料作成
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 8 月 1 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 6 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	6 4 , 5 9 2 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 8 , 3 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	8 2 , 9 6 2 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 道路附属物点検 現地調査の結果、道路標識点検、道路照明施設点検、道路情報提供収集装置点検について、数量変更 (減) を行う。 2. 道路標識詳細調査 道路附属物点検の結果、板厚調査、路面境界部の腐食調査が必要となったため、新規追加する。 3. 道路附属物緊急点検 千葉国道事務所管内における道路案内標識の当て板落下に伴い、案内標識の重ね貼部について、早急な点検が必要となったため、当該標識の詳細点検及び千葉、酒々井、木更津出張所管内案内標識板の緊急点検を新規追加する。 また関東地方整備局管内における道路照明柱の倒壊に伴い、緊急点検が必要となったため千葉、酒々井、木更津出張所管内における道路照明柱の基部の腐食調査を新規追加する。 4. 道路附属物点検とりまとめ 千葉出張所、酒々井出張所、木更津出張所管内における今年度点検を実施した附属物について、点検数量・箇所を把握するため、点検対象箇所の位置図の作成を新規追加する。 5. 診断判定会議資料作成 判定会議の開催にあたり、会議資料の作成及び会議出席における費用について計上する。